

インド予算案2010

Corporate Catalyst India Pvt Ltd
エス・シー・エス国際会計事務所グループ

目次

- 日系企業にとって良かったこと
- 日系企業にとって悪かったこと
- 直接税関連
- 間接税関連
- 最近の改正事項等のトピック

日系企業にとって良かったこと

- 個人所得税の課税対象幅（Slab Rate）が緩和されたこと
- 内国企業に適用される法人所得税に対する加算税（Surcharge）が下がったこと
- 税務監査の基準が緩和されたこと

日系企業にとって悪かったこと

- ▶ **最低代替税 (Minimum Alternative Tax) の税率が15%
→18%に引き上げられたこと**
- ▶ **物品税 (Excise Duty) 率が元に戻ったこと**
- ▶ **GST (Goods & Service Tax) が公約通りに導入されな
かったこと**

直接税関連(その1)

➤ 法人税

- 法人税率の変更はなかった
- 所得が1,000ルピーを超える場合の加算税が10% ⇒ 7.5%に下がった。
- 教育税は3%(Education Cess 2%+Secondary & Higher Education Cess 1%)のまま
- 現在の税率は以下:

| 会社の種類 | 税率 |
|-------|-------|
| 内国会社 | 30% |
| 外国会社 | 40% * |

* 加算税は2.5%

✓実効税率は？

法人税率比較(御参考情報)

▶ アジア各国の税率

(単位:%)

| インド | フィリピン | 中国 | インドネシア | タイ | ベトナム |
|---------|-------|----|--------|----|------|
| 33.2175 | 30 | 25 | 25 | 30 | 25 |

| 韓国 | マレーシア | 台湾 | シンガポール | 香港 | 日本 |
|------|-------|----|--------|------|----|
| 24.5 | 25 | 25 | 17 | 16.5 | 41 |

(一部、予定も含む)

✓傾向は？

日本の平成22年度税制改正案(ご参考)

▶ タックスヘイブン税制の適用判定基準

(従来) 25%以下



(変更後) 20%以下

✓対象国は？

直接税関連(その2)

- 個人所得税
 - 課税対象幅が引き上げられた

Rs: インドルピー

| 改正前 | | 改正後 | |
|----------------------------------|-----|--|-----|
| 所得 | 税率 | 所得 | 税率 |
| 160,000Rsまで*1 | Nil | 160,000Rsまで *1 | Nil |
| 160,000Rs超 300,000Rsまでの部分に対して | 10% | 160,000Rs超 500,000Rs までの部分に対して | 10% |
| 300,000Rs超 500,000Rsまでの部分に対して | 20% | 500,000Rs 超 800,000Rs までの部分に対して | 20% |
| 500,000Rs超*2 | 30% | 800,000Rs 超*2 | 30% |

- *1: 女性は190,000ルピー及び高齢者に対する非課税上限額は240,000ルピーに2009年予算案でそれぞれ引き上げられた、
- *2: 従来は所得が100万ルピーを超える場合、10%の加算税が課されていたが、2009年予算案で廃止された。

✓影響は？

直接税関連(その2)

➤ 影響額

前提： 課税所得 1,500,000ルピーの場合

| 従来 | | 変更後 | |
|-------------------------------------|---------|---|---------|
| $(300,000-160,000) \times 10\% =$ | 14,000 | $(500,000-160,000) \times 10\% =$ | 34,000 |
| $(500,000-300,000) \times 20\% =$ | 40,000 | $(800,000-500,000) \times 20\% =$ | 60,000 |
| $(1,500,000-500,000) \times 30\% =$ | 300,000 | $(1,500,000-800,000) \times 30\% =$ | 210,000 |
| 小計 | 354,000 | 小計 | 304,000 |
| 加算税は廃止 | n/a | 加算税は廃止 | n/a |
| 小計 | 354,000 | 小計 | 304,000 |
| $354,000 \times 3\% =$ | 10,620 | $304,000 \times 3\% =$ | 9,120 |
| 合計 | 364,620 | 合計 | 313,120 |

➡ **51,500ルピーの減税効果**

直接税関連(その3)

- ▶ 企業内での研究開発費の割り増し償却

(従来) 150%償却



(変更後) 200%償却

✓影響は？

直接税関連(その4)

- 源泉徴収税に関する証明書について

(従来) E-Filingになった結果、紙ベースでの
証明書は廃止される予定だった。



(変更後) 紙ベースの証明書も引き続き発行される。

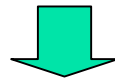
✓背景？

直接税関連(その5)

- ▶ 最低代替税(MAT: Minimum Alternative Tax)について
- ▶ 最低代替税とは、法人所得税が「帳簿上の利益(Book Profit)の15%を下回る場合、当該「帳簿上の利益」が所得とされその15%を法人所得税として支払うという制度

(従来)

- ・税率は15%
- ・控除期限は10年



(変更後)

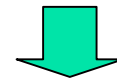
- ・税率は18%
- ・控除期限は10年(変更なし)

✓影響は？

直接税関連(その6)

▶ セクション35ADについて

(従来) インフラ関連事業(コールドチェーン設備、倉庫設備、ガス、石油、原油向けパイプラインの敷設など)における、資本的支出(土地、営業権、金融資産を除く)に対して控除を認める。



(変更後) 二つ星以上のホテルやビルもなど2010年4月1日時点で営業開始していれば控除可能。

✓従来との相違？

直接税関連(その7)

- 税務監査(Tax Audit)の基準が変更

基準となる売上額が変更となる

(従来) 企業 4百万ルピー

事業主 1百万ルピー



(変更後) 企業 6百万ルピー

事業主 1.5百万ルピー

✓影響は？

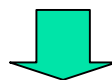
直接税関連(その8)

- ▶ 源泉徴収を要する費用の損金算入について

(従来) 源泉徴収税を以下の期日までに納付する必要があった

4月～2月分→3月末まで

3月分 →5月末までに納付



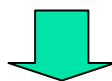
(変更後) 9月末日まで

✓影響は？

直接税関連(その9)

- ▶ 源泉税の控除漏れや未払時におけるペナルティについて

(従来) 毎月1%



(変更後) 毎月1.5%

✓ 影響は？

直接税関連(その10)

▶ 仲裁手続き(Settlement Commission)について

(従来) 事前予告のない調査の場合は不可



(変更後) 事前予告のない場合でも仲裁が可能
(基準額5百万ルピー)

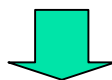
- ・仲裁命令の期限が12か月から18か月へ延長
- ・通常の場合の基準額は30万ルピーから1百万ルピーへ

✓影響は？

直接税関連(その11)

- ▶ **税務関連の書類に関する固有の識別番号(DIN: Document Identification Number)の付与について**

(従来) 2010年10月1日より



(変更後) 2011年7月31日に延期

✓背景は？

間接税関連(その1)

| 間接税 | 2008年 税率(%) | 景 気 刺激策 | | 2009年 税率(%) | | 2010年 税率(%) |
|---------------------------------|----------------|---------------|---|----------------|---|----------------|
| 関税 (Custom Duty) | 10 | | ↔ | 10 | ↔ | 10 |
| 物品税 (Excise Duty) | 14 | 8 (▲6) | ↔ | 8 | ↑ | 10 |
| サービス税 (Services Tax) | 12 | 10 (▲2) | ↓ | 10 | ↔ | 10 |
| 中央販売税 (Central Sales Tax) | 2 | | ↔ | 2 | ↔ | 2 |

上記には教育目的税3%が別途課される。

間接税関連(その2)

▶ サービス税関連

▶ 対象となるサービスの増加

- ・鉄道による商品の輸送の免除が解除
- ・付加価値を与えるロケーション費用に対するサービス
(Preferential Location Charge)
- ・ブランド貸与や名義貸し(有名人など)

等

- ✓ 傾向は？

間接税関連(その3)

▶ サービス税関連

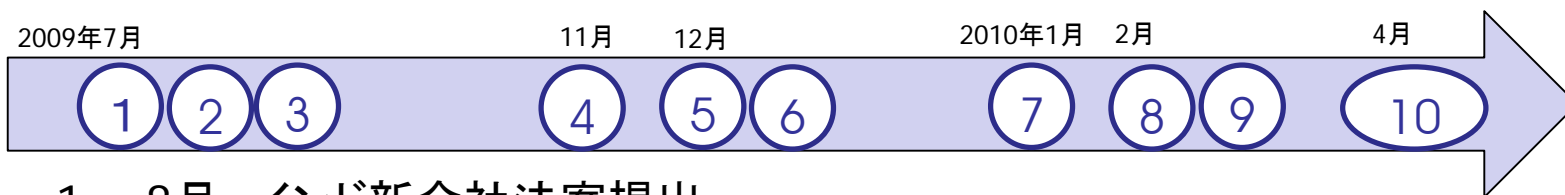
▶ サービス税免除

- 以下の建設や試運転にかかる据付作業
 - 穀物などの取扱機械
 - 冷蔵設備機器
 - 養蜂、園芸、搾乳、家禽、水産物、食肉機械
- オンライン情報やデータベース検索サービスにおけるインクの報道機
関
- 送電

等

✓傾向は？

最近の改正事項等のトピック



1. 8月 インド新会社法案提出
2. 8月 新インド所得税法案提出
3. 8月 外国人のビザに関する通達
4. 11月 GST導入に関する審議文書の発表、GST導入延期の発表
5. 12月 従業員給付に対する課税に関する通達
6. 12月 ロイヤルティの支払限度額の撤廃
7. 1月 IFRS導入に関するプレスリリース
8. 2月 支店・駐在員事務所の直接の管轄が特定の銀行へ
9. 2月 プレスノート1(2005年)/プレスノート18(1998年)の見直し
10. 4月 源泉徴収時のPANの明記について

参考. ASEANとのFTA締結

参考. 日本の平成22年度税制改正大綱発表

インド新会社法案提出

➤ Companies Bill, 2009

- 2009年8月3日に下院に提出
 - 現行法 (Companies Act, 1956) からかなりの期間が経過
 - インド経済の発展に伴うもの
 - 全658条→全426条へ
- ✓ 最終的な内容は？ 適用は？

インド新所得税法案

➤ Direct Tax Code 2009

- 2011年4月1日より適用予定
- 現行のIncome Tax Act, 1961の全面的な改訂

✓特徴は？ 今後のスケジュールは？

外国人のビザに関する通達

▶ 2009年8月20日付け通達

(Department of Industrial Policy and Promotion, Ministry of Commerce and Industry, Government of India)

- プロジェクトベースでの任務の遂行について
- ビジネスビザの発給対象となる活動の明確化
- 雇用ビザはマニュアル(Visa Manual)に厳格に従い発給される

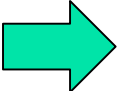
✓ 影響は？ 注意事項は？

GSTに関する審議文書の公表

GST: Goods & Service Tax

▶ Discussion Paperの公表(2009年11月10日)

- 中央GST (Central GST) と州GST (State GST)
- 州間での取引に関する州間GST (IGST)

 当初の導入予定である2010年4月1日の延期を正式に発表

- ✓ 特徴は？ 開始の見込みは？

従業員給付に対する課税に関する通達

- 課税当局による通達 (no94/2009, 2009年12月18日)
 - 2009年予算案による付加給付税 (FBT: Fringe Benefit Tax) の廃止によるもの。

- 主な評価対象項目は以下

- 住居
- 自動車
- 無利子ローン
- 飲食代
- クレジットカード、クラブの費用
- 動産の使用、移転
- スtockオプション
- 他

- ✓ 適用は？ 影響は？

ロイヤルティの支払限度額の撤廃

- ①技術移転に対する支払、
②トレードマーク/ブランド名使用料について

(従来) 以下の範囲を超える場合は事前承認必要

- ①国内売上の5%、海外売上の8%
一括払いの場合は、2百万USD
- ②国内売上の1%、海外売上の2%



(変更後)

規制なし

(但し、外国為替管理規定に従う必要あり)

✓ 留意点は？

IFRS導入に関するプレスリリース

IFRS: International Financial Reporting Standards

- 2種類の会計基準の採用
- IFRSとコンバージェンスした基準の適用は以下となる。

①2011年4月1日の期首残高から適用

- ・NSE-Nifty50、BSE-Sensex30に含まれる会社
- ・海外上場会社
- ・純資産('Net Worth')が100億ルピー超の会社

②2013年4月1日の期首残高から適用

- ・純資産が50億ルピー超100億ルピー以下の会社

③2014年4月1日の期首残高から適用

- ・純資産が50億ルピー以下の上場会社

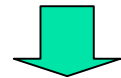
NSE: National Stock Exchange of India
BSE: Bombay Stock Exchange

✓ 適用は？影響は？

支店・駐在員事務所の直接の管轄が特定の銀行へ

- 支店・駐在員事務所の設立・閉鎖、駐在員事務所の延長、年次報告書の提出についての直接の管轄について

(従来) **RBI (Reserve Bank of India)**



(変更後) **Authorized Dealer**

(=外国為替の取り扱いを許可された銀行)

- ✓ 留意点は？

プレスノート1(2005年)/プレスノート18(1998年) の見直し

- **FIPB(Foreign Investment Promotion Board)**の承認を必要とする場合の見直しが提案・承認された。

- その中の項目の一つとして、
プレスノートNo.1(2005年)/
プレスノートNo.18(1998年)も含まれている。

- ✓ ポイントは？ 実際の適用は？

源泉徴収税控除の際のPANの明記について

PAN: Permanent Account Number)

TDS: Tax Deduction at Source

- ▶ 特定の課税所得が発生し、その支払い時に源泉徴収税(TDS)を控除される際に、控除される側のPANが提示されない場合、本来の税率と20%のいずれか高い方の税率が適用されることとされた。

- ▶ 適用は2010年4月1日以降

- ✓ 留意点は？

エス・シー・エス国際会計事務所グループのご紹介

設立: 2002年9月
代表: 少徳 健一 (日本国公認会計士、米国公認会計士)
本部: シンガポール
日本: SCS国際有限責任監査法人、SCS国際税理士法人、
SCS国際コンサルティング株式会社
〒105-0003
東京都港区西新橋2-16-2
全国たばこセンタービル10F (<http://www.scsglobal.co.jp>)
Phone: +81-3-5403-7117
Fax: +81-3-5403-7118

海外事務所: 韓国、中国、ベトナム、フィリピン、マレーシア、タイ、
シンガポール、インドネシア、インド、米国

インド法人名: Corporate Catalyst (India) Pvt Ltd
KS House, 118 Shahpur Jat, New Delhi 110049, India
Phone: +91-11-4100-9999 Fax: +91-11-4100-9990
<http://www.ccindia.com>

インド担当:
インド駐在 西海枝(さいかち) saikachi@scsglobal.co.jp
日本 牧 maki@scsglobal.co.jp

エス・シー・エス国際会計事務所グループの業務

- ◆ 日本企業のアジア各国及びアメリカでの
 - ◆ 進出支援業務
 - ◆ 政府当局への申請業務

- ◆ 日本、アジア各国及びアメリカにおける以下の業務
 - ◆ 会計監査業務及びこれに付随するコンサルティング業務
 - ◆ 税務申告及び税務コンサルティング業務
 - ◆ 会計ソフトウェア導入コンサルティング
 - ◆ 内部管理システム導入コンサルティング
 - ◆ 内部監査業務
 - ◆ 記帳代行業務

- ◆ 日本、アジア各国及びアメリカにおける事業再編・撤退サポート業務
- ◆ 労務コンサルティング
- ◆ 法務コンサルティング(契約書の草案作成等を含む)
- ◆ 外国企業の日本進出支援業務

CCI/ASAの業務内容

サービス内容

- 税務 - 駐在員、移転価格
- コンプライアンス - 記帳代行、IFRSs、J-SOX
- 監査 - 法定監査、内部監査
- 調査 - 市場調査/産業分析
- 設立 - インド進出戦略、認可取得
- トランザクション - M&A、再編、撤退アドバイザー

Key メンバー

Ashok Desai
Chairman

Economist and business writer, former Chief Consultant to the Ministry of Finance, Government of India; 1991-1993



Arjun Asrani
Vice Chairman

Expert on International Affairs, former Indian Ambassador to Japan, Thailand and Libya and Consul General in New York, conferred the *Grand Cordon of the Order of the Rising Sun* by His Majesty the Emperor of Japan



Rajiv Arya *FCA*
Director
(Assurance & Compliance Services)



Parveen Kumar *FCA*
Director
(Assurance & Compliance Services)



Ajay Sethi *FCA*
Managing Partner & Director
(Transaction Advisory Services)



Sunil Arora *FCA*
Director
(Taxation)



Sateesh Kulkarni *MBA*
Director
(Market Intelligence)



P R Jayakumar *FCA*
Director
(Assurance & Compliance Services)



Anil Mehta *FCA*
Director
(Assurance & Compliance Services)



Tatsundo Maki *CPA*
Director (India)



Sandeep Gupta
Director
(Assurance & Compliance Services)



Himanshu Srivastava
Executive Director
Business Advisory

CCI/ASAの特徴

- 会計事務所としてインド-日本初のジョイントベンチャー
- クライアントの70%が日系企業
- インド全土で150名以上の専門家を配置
- 20年以上の業務歴

THANK YOU